

特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム

令和5年度定時総会 資料集

- | | |
|-----------------------------|------|
| 1. 令和4年度業務日誌 | P1 |
| 2. 令和4年度差止請求・申し入れ・問い合わせ一覧 | P2 |
| 3. 令和4年度消費者情報受付記録 | P3 |
| 4. 2023.10.24 消費者のつどい | P4~6 |
| 5. ニュースレター2023① 2023.9.1 発行 | P7~8 |



適格消費者団体・特定非営利活動法人
佐賀消費者フォーラム

佐賀消費者フォーラム令和4年度 業務日誌

No	日付	内容	場所	参加者	参加人数
1	2022/11/14	第1回理事会	ZOOMオンライン	理事4、監事1、事務局2	7
2	2022/12/7	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員9、オブ5、事務局1	15
3	2022/12/12	令和4年度定時総会	佐賀市民活動プラザ	会員79 (本人14、書面52、委任13)	79
4	2023/1/16	第2回理事会	ZOOMオンライン	理事5、監事0、事務局1	6
5	2023/1/11	第三者調査	事務所	調査人1、理事1、事務局1	3
6	2023/2/3	佐賀県消費生活審議会	アバンセ	事務局1	1
7	2023/2/8	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員10、オブ6、事務局1	17
8	2023/2/17	靈感商法を含めた悪質商法に関する研修会	アバンセ	事務局1	1
9	2023/3/2-4	佐賀市消費者フェア・3/4消費者110番	佐賀市立図書館	理事1、事務局1	2
10	2023/3/11	適格消費者団体連絡協議会	オンライン	理事3、事務局2	5
11	2023/3/13	第3回理事会	ZOOMオンライン	理事5、監事0、事務局2	7
12	2023/4/5	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員9、オブ4、事務局1	14
13	2023/5/15	第4回理事会	ZOOMオンライン	理事4、監事1、事務局1	6
14	2023/5/19-30	佐賀市消費者月間パネル展	佐賀市役所	事務局	1
15	2023/6/14	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員11、オブ1、事務局1	13
16	2023/6/16	佐賀県第1回消費生活相談員等レベルアップ研修会	アバンセ	事務局	1
17	2023/7/10	第5回理事会	ZOOMオンライン	理事4、監事1、事務局1	6
18	2023/7/19	令和5年度佐賀県消費生活の安心安全対策会議	アバンセ	事務局	1
19	2023/8/9	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員10、オブ2、事務局1	13
20	2023/9/2-3	適格消費者団体連絡協議会	オンライン	理事1、事務局1	2
21	2023/9/11	第6回理事会	ZOOMオンライン	理事4、監事1、事務局2	7
22	2023/10/4	佐賀県第2回消費生活相談員等レベルアップ研修会	アバンセ	事務局	1
23	2023/10/11	検討委員会	ZOOMオンライン	検討委員8、オブ3、事務局1	12
24	2023/10/24	第12回消費者の集い	佐賀市民活動プラザ	一般23、理事3、事務局2、NACS6	34

令和3～4年度 差し止め請求・申し入れ・お問い合わせ一覧

(令和3年度 2021.11.01～2022.10.31、令和4年度 2022.11.01～2023.10.31)

対象事業者の名称	差し止め請求・申し入れ・問い合わせの概要	実施日	活動内容と対応・結果等
アセット・コレクションズ・ジャパン(株)	分かり易い表示への改正を求めた(継続購入の価格案内)	2020.6.30	再度の申し入れ
		2020.9.28	回答
		2021.6.15	再度の申し入れ
		2021.7.6	回答
		2022.6.28	再度の申し入れ
		2022.7.22	回答(今夏販売商品より改善する) ⇒商品現品の検証予定
		2023.2.21	再度の申し入れ
		2023.3.17	回答
LINE モバイル	貸出機に関する同意書兼受領書について問い合わせ(貸出機の補償金)	2019.12.13	回答
		2020.11.10	再度問い合わせ書送付
		2021.2.2	回答
		2021.10.28	再問合せ書送付
		2021.12.17	回答
		2022.10.17	再問合せ書送付したが、ソフトバンクとの合併のため返送
		2022.12.22	ソフトバンクへ問い合わせ
		2023.3.2	回答
		2023.6.15	再問合せ送付
2023.8.14	回答		
合同会社 Monster.Fam	エステティックサービスの契約期間と中途解約に関する規定の改善申し入れをした	2022.6.28	申し入れ送付
		2022.8.29	回答(申し入れ通り改善する)
(株)希乃屋(悠優 コスメティクス)	化粧品定期購入ネット広告についての問い合わせを送付	2022.9.12	申し入れ送付
		2022.10.3	回答
		2023.10.12	問い合わせ
		2023.10.18	回答
(株)ミュゼプラチナム	エステサービスの価格広告に景表法のおとり広告のおそれがある旨申し入れ	2023.7.18	申し入れ送付
		2023.8.25	回答

【R4年度 消費者情報受付記録】

R4年11月1日～R5年10月31日

No.	日時	情報	相手先	相談内容	事務局、対応担当者	検討
1	R4.11.22	事務所Tel	女性	博多市天神の脱毛サロンに解約のための電話が繋がらない。閉店したみたいだ。	消費生活センターへの相談を紹介	
2	R5.1.18	事務所Tel	男性	電子タバコ(ドクタースティック)の定期購入の解約をしたいが電話が繋がらない。	消費生活センターへの相談を紹介	
3	R5.1.31	ホームページのメール受信	男性	Vyvoというスマートウォッチ販売の上位のリーダーをしていたが、高齢者から詐欺まがいの販売を続けている。YouTubeやSNSでも告発しているが警察も行政も動かない。力を貸してほしい。	検討委員会に報告、詳しい情報依頼を2/9に発信、その後福島弁護士で直接面会2回	
4	R5.2.13	事務所Tel	女性	18金のネックレスを宝石店で36万円で購入したが、チェーンがよじれていたため返品申し出の電話した。担当の方が返品交換できないことになっていると対応された。	商品の状態を見せて対応されなければ、消費生活センターに相談するよう進言。	
5	R5.3.4	佐賀市消費生活フェア消費者110番	女性	高齢の母が“ハイハイ学校”100円の健康商品を購入、他には何も買わずに帰ってきた。母からパワーヘルスをもらったが効果あるのか？	福島弁護士よりアドバイス	
6	R5.4.10	事務所Tel	男性	スポーツジムのキャンセル申し込みの規約で「電話での受付不可、対面申し込み限定」は不当条項ではないか？	4.10福島弁護士より対応	
7	R5.6.2	事務所Tel	女性	ペイペイから利用規約違反で利用停止の連絡がきた。ポイント4万6千円、現金5千円ほどの残高が無効になった。利用規約違反の内容を問い合わせるが明示されないため納得できない。	福島弁護士に調査依頼	
8	R5.7.31	ホームページのメール受信	男性	中古車買い取りで100万の査定で契約を交わした後で、65万に減額してきた。事故で修復したところを伝えていたのに納得いかない。	メールの情報が不明瞭だったので、追加情報を求めている。	
9	R5.8.24	事務所Tel	女性	スマートウォッチvyvoのリーダーに20万円の権利金をスマホアプリで契約させられた。クリーニングオフ期間を過ぎているが、信用できないので解約返金を求めたい。	消費生活センターを紹介	
10	R5.8.24	事務所Tel	男性	ビッグモーターで車検をしたばかりだが、信用できるだろうか？	消費生活センターを紹介	
11	R5.8.30	事務所Tel	男性	賃貸契約の退去時の畳襖替え、ハウスクリーニング費用の請求は不当ではないのか？	契約書にあらかじめ明記し、消費者に説明をされる場合は問題はない。	
12	R5.10.10	事務所Tel	男性	ドコモショップで携帯の契約プラン変更。プランが増額の時は日割り料金だが、減額の時は翌月1日から変更というルールは納得できない。どちらも日割りにすべき。	検討委員会で検討したが、不当条項とまでは言えないと判断。	
13	R5.10.23	事務所Tel	男性	電子タバコ禁煙セットのネット定期購入。初回お試しを申し込み、お試し期間が10日しかなく、2回目以降を解約したいが、返品不可。解約を妨害しようとしてくる。	消費生活センターを紹介	

第 12 回消費者のつどい



消費者視点で 「標準化」を考える

～安全で便利なくらしのための
取り決めについて考えよう～

今般、事業者でなく消費者視点によって標準化を見直す活動が進められています。消費者参画によるこの活動について、レクチャーとワークで理解を深めてみませんか？

日時 10月24日(火) 10時～12時

12時～13時 希望者対象「消費者110番」無料法律相談

場所 佐賀商工ビル7階佐賀市民活動プラザ大会議室
(佐賀市白山2丁目1-12 佐賀商工ビル)

参加費 無料 ※要事前申し込み(締切10月20日)

講師 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会(NACS)九州支部 標準化推進リーダー

主催・問い合わせ先



適格消費者団体・特定非営利活動法人
佐賀消費者フォーラム



TEL 0952-37-9839 FAX0952-37-9859

E-mail scf@forest.ocn.ne.jp

プログラム予定

①座学 「標準化とはなにか」

・・・皆さんは日常生活で製品やサービスの規格・内容がマチマチで不都合を感じることはありませんか？もし、乾電池やトイレトーパーの性状がバラバラだったらとても不便で安全上も問題です。そうならないために一定の取り決めによって統一基準が決められることを「標準化」と言います。

②ワークショップ 「標準化のタネをさがしてみよう」

・・・「バラバラで困った」「品質や安全性に不安」と思うことを少数人数で出し合って、話し合ってみよう

お申し込み先
フォーム



スマートフォンよりこちらの
QRコードをお読み取り下さい
左記お電話・メールでも受付します

第 12 回消費者のつどい 開催報告

10月24日第12回消費者のつどい「消費者視点で『標準化』を考える」を開催しました。

今回は日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)九州支部の標準化推進リーダーに講師をしていただきました。

当日参加者28名があり、「標準化とは？」のレクチャーの後、グループに分かれて「標準化のタネさがし」のワークショップをしました。

自分たちの身近にある商品やサービスについて「不便だな」「危険だな」「間違いやすい」と感じたものを付箋に書き出して、整理していくと、「あるある」がたくさん出てきました。普段気づかずにいた「標準化」の課題が浮き彫りになりました。こうした改善テーマを業者、消費者、行政の三者で検討していくことが求められ、よりよい消費生活につなげていくことを感じた有意義なセミナーとなりました。



参加者アンケート【自由記述】

- ★ 生活者として日常の暮らしのなかで使い方が分からない不便なこと改めて気づくことが多かったです。
- ★ 他のグループの発表を聞いて、駐車場の線引きの感覚が広かったり狭かったりして極端に狭い駐車場があってドアを開けるときも気を付ける必要があったりと同感です。
- ★ 規格、表示、安全、不便と分けてふせんを見てなるほどと感ずることが多かったので参加してよかったです。
- ★ 電気料金、ガス料金の表示の基準がバラバラで高いのか？安いのか？比較するときもよくわからない。
- ★ 頭の訓練になりました。物価が上下して最近では買い物で驚きます。
- ★ 話しているうちにそう思うことがたくさんでてきた。いろいろなものの互換性は必要だなと思いました。買い替えるのたびにその周りのものまで買わなくてはならなくなる。セルフレジはあ便利だけれども店によって違うのでもっと統一を。楽しかったです。
- ★ ネット通販の問題はこれから大切になってくるなと感じました。
- ★ いろんな商品の統一されたらみんながわかるようになり危険性が低くなる。今まで考えたことがあまりなかったがよい機会になりました。
- ★ 標準化など全然考えてこなかったもので、本日のセミナーを受けることができてよかったです。
- ★ ひとの意見にあるあると思って、皆さん思うことは同じだなあと思った。グループ別にあつたので、私もあるあると思ったり、なるほどと思いました。
- ★ ペイペイなどの決済サービスの安全性と利便性を向上してほしい。
- ★ グループ討議はよかった。
- ★ 不便なことに慣れすぎて気づかないことがあるということ。なれるのではなく、少しずつよくなってほしいです。
- ★ 標準化ってなんだろうと思ってきました。表示とか普段何気なく見ていたもの、これが当たり前だと思っていたことが声をあげればわかりやすくできるんだと思いました。
- ★ 皆さんの意見を聞いて共感できることが多かったです。
- ★ みなさんの意見を聞いてあらためて身の回りの不便、危険など気づくことが多かった。



NEWS LETTER 2023①

2023年9月1日発行
佐賀消費者フォーラム
理事会
Tel.0952-37-9839

1

【開催のご案内】第12回消費者のつどい

消費者視点で「標準化」を考える

～安全で便利なくらしのための取り決めについて考えよう～

講師 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会 (NACS) 九州支部 標準化推進リーダー

日時 2023年10月24日(火)10～12時

会場 佐賀商工ビル7階 佐賀市民活動プラザ大会議室

問い合わせ・申し込み

※申し込みフォーム(スマートフォンより)⇒

TEL 0952-37-9839 FAX0952-37-9859

E-mail scf@forest.ocn.ne.jp



←詳しくは
こちら



2022年10月19日 第11回消費者のつどい開催報告

「知っていますか？ネット広告のからくり」

～ネット広告の問題点と規制、定期購入の表示ガイドライン～



講師 (故)岩本 諭 氏(佐賀大学経済学部教授)

テレビ、新聞、雑誌等の従来メディアからインターネットの広告が急増(全体の4割)する中、ネット検索やSNS等を通じた消費者の個人情報を利用されています。これまでの市場経済を前提とした法秩序で十分にとらえられない状況で消費者が容易に理解できるしくみでなく、デジタルプラットフォーム事業者への新たな法規制が必要となっています。ターゲティング広告やアフィリエイト広告、ステルスマーケティング広告などへの規制の在り方と同時に、消費者教育の中の「広告教育」を低年齢から始める必要性を話していただきました。

講師 古賀 洋子氏(消費生活相談員の会さが)

「初回おためし価格」など定期購入であることを気づかせないような、いわゆる「詐欺的定期購入」を禁止する令和4年6月施行の改正特定商取引法について解説していただきました。ガイドラインで定められた通信販売の表示義務と消費者を誤認させる表示の禁止の内容について具体的に話していただきました。消費者は表示が義務付けられた「最終表示画面」での支払総額と返品・解約方法を必ず確認して、スマホのスクリーンショットで画面を記録しておくことがトラブルに会わない秘訣と教わりました。

【活動日誌】

令和4年度11月～令和5年10月

2022年
11月14日 第1回理事会
12月12日 令和4年度定時総会

2023年
1月10日 第2回理事会
2月3日 佐賀県消費生活審議会
3月2-4日 佐賀市消費生活フェア
消費者110番、啓発活動
3月11日 第12回適格消費者団体連絡協議会
3月13日 第3回理事会
3月31日 消費者テキスト
「みんな消費者2023-24年版」
発行

5月15日 第4回理事会
5月19-30日 佐賀市消費者月間
パネル展参加
7月10日 第5回理事会
7月19日 佐賀県消費生活の
安全安心対策会議

(予定)
9月2-3日 第13回適格消費者団体連絡協議会
9月11日 第6回理事会
10月24日 第12回消費者の集い
「消費者視点で『標準化』を考える」開催

会費納入の お願い

令和4年度（令和4年11月～令和5年10月）の年会費納入は10月15日までに振り込みをお願いします。

《振り込み先》
佐賀銀行 鳥栖支店 普通
口座番号 2044650
特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム

検討委員会 事業者への申し入れ活動

事業者	申し入れ内容	結果
書籍出版 A社 H29年9月～	書籍を継続購入して完成する模型の価格表示が、景表法の有利誤認に当たり、改善を申し入れ。	回答後改善不十分のためR5年2月再申し入れ。3月回答で改善予定。
携帯電話 L社 R1年10月～	故障交換時の貸出機の破損による違約金請求の規約について、消費者の利益を損ねないか、問合せ書を送付。	R4年12月再申し入れ。3月回答を受け、6月再度申し入れ。8月回答受理。
エステサロン M社 R4年6月～	サービス期間の中途解約の定めが特商法に反し消費者に不利な条項となっており、改善を申し入れ。	R4年6月申し入れ送付。8月末回答にて改善同意。12月申し入れ終了通知。
化粧品通販 Y社 R4年9月～	返金保証の案内表示、通常価格での販売実績、有名雑誌での掲載実績について問い合わせを送付。	R4年10月回答受理。情報提供が不十分のため再申し入れを検討中。
脱毛エステ MP社 R5年7月～	「セットで！74,000円相当が総額100円」の広告は景表法「おとり広告」の恐れありで改善申し入れ。	R5年8月回答受理。検討委員会で対応検討中。

この間寄せられた消費者相談・被害情報

2022年9月
～2023年8月

脱毛サロンを中途解約したいが、店舗の電話がつかない。閉店していたらどうすればよいか。

某BM社に車検をしてもらったばかりだが、不正が無いか心配だ。信用できるのか。

電子タバコの定期購入の解約をしたいが、電話がつかない。どうしたらよいか。

賞状契約の退去時の襖、畳の張替え、ハウスクリーニング代負担が契約書に書かれているが、違法ではないか。

スマートウォッチネットワーク商法でリーダーをしていた。詐欺まがいの勧誘をして高齢者から金を巻き上げているので、告発に力を貸してほしい。宝石店でネックレスを購入、チェーンのよじれがあったため返品交換を申し出たが、応じられなかった。

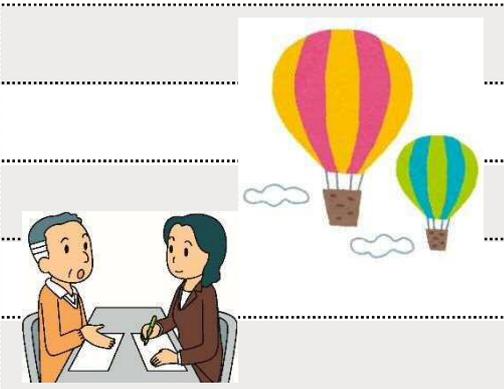
スマートウォッチのリーダーに進められて、20万円の権利を払った。不安で解約したい。スマホアプリで契約したので、契約書面は取っていない。

スポーツジム入会後2か月無料、6か月間の定期契約。8か月目で解約を申し入れたが、対面限定とQRコードでの手続き以外認められない。

接骨院で1回治療後解約を申し込むと、6か月間の定期縛りがあるといわれた。消費生活センターに相談して「脱会届」を送って受理された。

ペイペイの利用規約違反で利用停止の連絡があったが、同時にポイントと現金残高が無効となり、具体的な理由を明示されず納得できない。

中古車買い取りで修復歴ありと正直に伝えて100万円の契約をしたが、1週間たって65万円に値引きしてきた。契約後の値引きには納得できない。



当フォーラム理事長岩本諭先生（佐賀大学経済学部教授）が2023年8月14日逝去されました

適格消費者団体の認定を受ける前の平成15年の佐賀消費者フォーラム（消費者問題を考える会さが）の設立から中心メンバーとして重責を担ってこられました。食道がんを患い闘病中でしたが、思い半ばで旅立たれました。研究者、教育者として、当法人の運営のみならず消費者教育や行政への提言など多くの業績を残されました。ご冥福をお祈りし、心より感謝の言葉をささげます。

